

**【令和3年度第6回戸田市国民健康保険運営協議会議事報告について】**

**【開催日】** 令和4年1月31日（月）

全委員の意見に対する承認を集約した日を以って開催日とする。

**【開催方法】** 書面開催

**【出席委員】** 15名（回答書により返信）

**【公開方法】** 戸田市ホームページにて報告内容を議事録として公開

**【議事案件】**

- （1）戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- （2）令和3年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（案）について
- （3）令和4年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算（案）について

令和3年度第6回戸田市国民健康保険運営協議会の議事案件3件は、すべてが3月市議会へ上程する議案であり、この内容について、事前にご説明、ご報告させていただくものである。

## (1) 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

### 資料1参照

#### 【概要】

令和3年6月11日付で公布された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)により改正された国民健康保険法及び地方税法に基づき、令和4年4月を施行時期として子どもに係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置を導入されることとなった。この法律の改正に合わせて、未就学児被保険者に係る国民健康保険税均等割額を5割減額する規定を新たに新設する。

「未就学児」・・・6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

また、国から提示された国民健康保険税条例(例)を基に、規定の明確化・整備等を行う。

ご意見等はありませんでした。(原案承認)

## (2) 令和3年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(案)について

### 資料2参照

#### 【概要】

##### 1 歳入

###### (1) 国民健康保険税

令和3年度税制改正の影響により、低所得者軽減の軽減判定額が拡充したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により、非自発的失業者の軽減が想定を上回っていることなどから、減額補正するものです。

###### (2) 県支出金

普通交付金については、療養諸費や高額療養費等医療費の保険給付分に相当する額を県が交付するもので、このうち、一般被保険者療養給付費分の医療費が想定を上回ったことから、増額補正するものです。

一方、特別交付金に関しましては、東日本大震災避難者への、国の財政支援に基づく保険税減免を実施したこと及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、保険税の減免に係る財政支援が国から示されたことにより、増額補正するものです。

### (3) 繰入金

#### 保険基盤安定繰入金

保険基盤安定負担金は、国民健康保険税軽減分の財源とするための支援であり、国及び県の交付決定に基づき、増額補正

#### 出産育児一時金繰入金

被保険者が出産したとき、出産児1人につき42万円(産科医療補償制度未加入分娩機関で出産の場合は40.8万円)を支給する制度です。当初の想定より申請実績が少なく推移していることから、実績に合わせて減額補正するものです。

#### その他繰入金

国民健康保険特別会計の歳入超過を調整するため、減額補正するものです。

### (5) 繰越金

前年度繰越金の確定に伴う増額補正するものです。

### (6) 国庫支出金

#### 災害臨時特例補助金

災害等臨時特例補助金により交付があるもので、見込に基づき増額補正するものです。

## 2 歳出

### (1) 保険給付費

療養諸費や高額療養費等の保険給付医療費のうち、一般被保険者療養給付費分の医療費が当初の想定を上回っていることから、増額補正するものです。なお、市が支出する保険給付医療費の全額について、県から普通交付金の交付を受けておりますので、歳入についても同額を増額補正しております。

### (2) 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、出産児1人につき42万円(産科医療補償制度未加入分娩機関で出産の場合は40.8万円)を支給しているものです。今年度実績において、当初の想定より申請数が少ない推移となっており、申請実績に合わせて減額補正するものです。

### (3) 特定健康診査等事業費

#### 受診勧奨業務

特定保健指導の受診勧奨にあたり、昨今の国や市の特殊詐欺に対する施策等を鑑み、電話による勧奨を廃止したこと等に伴い減額補正するものです。

ご意見等はありませんでした。(原案承認)

### (3) 令和4年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

#### 資料3参照

#### 【概要】

##### 1 歳入

###### 国民健康保険税

令和4年度の調定見込額から推計し、予算額は2,521,942,000円で、前年度当初予算額から、65,180,000円の減額としております。

###### 県支出金

医療費の保険給付分に相当する額が県から交付される普通交付金と、保健事業や保険者努力に対して交付される特別交付金です。県から示された交付見込額に基づく積算から、予算額は6,978,995,000円で、前年度当初予算額から194,992,000円の増額となっております。

###### 繰入金

低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定制度に基づく繰入金、令和4年度から導入する、未就学児均等割軽減について、所要額を国・県が一部負担する、未就学児均等割保険税繰入金、出産育児一時金の3分の2の公費負担に相当する額の繰入金、その他歳入不足に対する一般会計からの法定外繰入金です。予算現額は1,188,522,000円で、前年度比44,875,000円の増額となっております。

##### 2 歳出

###### 保険給付費

被保険者の医療費の保険給付分や、出産や死亡等の法定給付の支給等に要する費用です。予算現額6,918,118,000円で、前年度比207,680,000円の増額となっております。

(主な保険給付費について)

- ・ **療養給付費** 被保険者が通院、入院、薬剤処方等の医療に要した費用のうち、保険者負担分に相当するものです。(保険給付費の内、約98%)
- ・ **療養費** 被保険者が医療に要した費用全額を医療機関等へ支払いした後に、申請により、被保険者に対して現金で保険者負担分を支給するものです。(海外での医療費の場合、保険給付対象の装具、コルセット作製の場合など)
- ・ **高額療養費** 被保険者の一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合に支給するものです。(保険給付費の内、約1.4%)

### 国民健康保険事業費納付金

平成 30 年度の国保広域化により国保財政の運営主体が埼玉県になったことから、県が負担する県内医療費総額の財源とするために各市町村から県へ納付するものです。県内医療費総額の見込みを基に、各市町村の被保険者数、被保険者の所得階層、高齢者割合等により納付金の額が県から示されることになっています。予算現額 3,609,753,000 円で、前年度比 95,300,000 円の減額となっております。

### 保健事業費

保健事業費につきましては、予算現額 169,985,000 円で、前年度比 16,601,000 円の減額となっております

(主な保健事業費について)

- ・ **特定健康診査等事業費** 40 歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査、及び、特定保健指導の実施等、法に基づく保健事業を実施しています。
- ・ **保健衛生普及費** がん検診、保養施設宿泊利用補助共同事業負担金、生活習慣病重症化予防対策事業分担金、人間ドックの補助等を実施しています。

ご意見等はありませんでした。(原案承認)